

(案)

弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借に係る基本協定書

高松市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借（以下「本業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（趣旨）

第1条 本協定は、弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、弦打地区幼保一体化施設増築棟賃貸借に係る契約（以下「契約」という。）を甲と乙が締結することに向けての甲及び乙の義務を定めると共に、本業務の円滑な実施に必要な諸手続に係る甲乙間の了解事項を確認するため締結するものである。

（実施要領及び提案書等の遵守）

第2条 甲及び乙は、本業務の実施に当たり、実施要領及び仕様書並びに実施要領に基づき乙が提出した提出書類（以下「提案書等」という。）の内容を基に、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 実施要領及び仕様書並びに提案書等については、甲乙間の合意が成立した場合に限り、その内容を変更できるものとする。

（著作権等）

第3条 甲は、提案書等及び本業務の実施に当たり乙が提出した書類を、本業務に係る事務の遂行に必要な範囲で、使用（公表、改変及び展示を含む）及び無償での複製を行う権利を有するものとする。

2 乙は、甲が提案書等及び本業務の実施に当たり乙が提出した書類を利用する行為が、第三者の著作権を侵害するものでないことを甲に保証する。

（敷地の調査）

第4条 乙は、契約の締結に先立ち弦打保育所及び弦打幼稚園の調査等を行う場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

（スケジュール）

第5条 甲及び乙は、実施要領及び仕様書並びに提案書等に記したスケジュールに従い、それぞれが担当する事務及び工事等を遅滞なく行う。

2 前項に定めるスケジュールが達成されない場合は、甲及び乙は、スケジュールの再調整のための協議を行う。

（甲の解除権）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定及び契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除に起因して甲に生じた損害を甲に賠償しなければならない。

(1) 乙が実施要領に定める資格要件を喪失又は有していないことが判明した場合

(案)

(2) 乙が本協定の条項に違反し、又は実施要領及び仕様書並びに提案書等に定められた行為を遵守しない場合

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、前条第1項が満たされず、かつ、同条第2項の協議が整わない場合

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定及び契約を解除することができる。この場合において、甲は、解除に起因して乙に生じた損害を乙に賠償しなければならない。

(1) 甲が本協定の条項に違反し、又は実施要領及び仕様書並びに提案書等に定められた行為を遵守しない場合

(2) 甲の責めに帰すべき事由により、第5条第1項が満たされず、かつ、同条第2項の協議が整わない場合

(事業の実施が困難になった場合の措置)

第8条 契約が締結される前に、関係する法令又は制度の重大な変更、戦争、放射能、テロ、大規模災害等により、本業務が実施できない場合又は実施できる見込みがなくなった場合は、本協定を終了し、甲及び乙がそれまでに要した経費は、それぞれの負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、予め甲の書面による承認を得た場合を除き、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させてはならない。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関する紛争については、高松地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 高松市
高松市長 大西 秀人

乙 ○○
○○
○○